

日本航空株式会社
代表取締役社長 植木 義晴 殿

団体名 _____ (印)

代表者名 _____ (印)

三労組統一要求を支持し、不当解雇撤回争議の早期全面解決を求める要求

私たちは今日まで、貴職に対し、JAL 不当解雇撤回争議の早期解決を繰り返し要請してきましたが、争議の早期全面解決に向けた、内容の伴った労使交渉の開始には至っていません。

2016年9月23日には、最高裁より、不当労働行為裁判(行政訴訟)において、貴社が行った「上告」および「上告受理申立」を棄却する決定が出されました。この決定は、会社更生手続き下にあっても憲法28条の規定は擁護される、争議権の確立や行使に対する管財人代理らの言動は、不当労働行為であるとし、確固として団結権を擁護した東京高裁の判決を確定させるという、重要な意義を持つものです。また同時に、整理解雇の手続きが、不当労働行為という重大な違法行為を伴ったものであり、労使が対等の立場に立ち、妥協点を見出すという当たり前の交渉がゆがめられたということ、最高裁決定という形で認定するものであり、2010年12月31日に強行した整理解雇に正当性がないことを明らかにしました。

2015年11月12日には、ILOより、争議の解決に向けた「意義ある対話」を求めるフォローアップ見解(第3次勧告)が出されました。

厚生労働大臣は「JALのようなケースの場合、整理解雇された職員の再雇用に関する事項についても、まずは労使の当事者が自主的に解決に向けて努力しなければならない」と国会で答弁し、国土交通大臣も当事者間の話し合いを強調する等、政府も労使の話し合いによる解決の重要性を強調してきました。

被解雇者を組織する当該の日本航空乗員組合、日本航空キャビンクルーユニオン、日本航空機長組合の三労組は、今日の状況を踏まえ、①被解雇者の職場復帰、②経験者の再雇用、③解決金、④労使関係の正常化と安全運航の確立の4本柱からなる統一要求を掲げ、争議の早期全面解決を求めて取り組みを進めています。

今日、日本航空においてはパイロット不足など、整理解雇をも含んだ人員削減等により人員不足、ベテランなどの人材不足が深刻化し、再建「合理化」がもたらした矛盾が激化していると聞いています。

今こそ貴社は、解決に向けた労使交渉に踏み出すべきです。私たちは当該三労組の統一要求を全面的に支持するとともに、ILOの勧告や国会での厚生労働大臣、国土交通大臣の答弁、9月23日の最高裁決定、そして人員・人材不足などが深刻化している職場実態も踏まえ、下記の通り要求します。

記

1. 整理解雇の過程で争議権への介入という重大な不当労働行為を働いたことを認め、真摯に反省するとともに、関係各労組に謝罪すること。
1. 三労組の統一要求に沿って、不当解雇撤回争議の早期全面解決を図り、安全・安心の日本航空を築くこと。

<ひとこと>